⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における受変電設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、下記⒜及び⒝の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れかが、下記⒜及び⒝の実績を有すること。

①　次の⒜及び⒝の要件を満たす工事の施工実績。

⒜　高圧受変電設備工事の施工実績を有すること。

⒝　施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜及び⒝は同一工事で施工した実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記⒜の施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⒝「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。なお、主任技術者又は監理技術者の専任を要する期間は、平成30年４月下旬から平成30年11月下旬を予定する。

①　次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。

㋐　電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合５年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合３年以上電気工事に関する実務経験を有する者。

㋑　10年以上電気工事に関する実務経験を有する者。

㋒　１級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

㋓　技術士（電気電子部門又は建設部門）の資格を有する者。

㋔　技術士（総合技術監理（電気電子又は建設部門））の資格を有する者。

㋕　第１種電気工事士の資格を有する者。

㋖　第２種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し３年以上の実務経験を有する者。

㋗　第１種、第２種、第３種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し５年以上の実務経験を有する者。

㋘　建築士法第２条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。

㋙　建築物その他の工作物若しくはその設備に計測設備、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたものに合格した後電気工事に関し１年以上の実務経験を有する者。

㋚　社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの１級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。

㋛　監理技術者資格者証（電気工事）を有する者。

②　平成14年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐及び㋑の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　高圧受変電設備工事の施工経験。

㋑　施工経験が適切なものであること。ただし、㋐及び㋑は同一工事での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記㋐の施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋑「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑹　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　当該設備の製作に係わる設計管理、工程管理及び検査・試験等の品質管理を自ら行える体制等を有していること。

⑿　本工事における当該設備を引渡し後、当該設備の障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに技術的内容の問い合わせに対応できる体制を日本国内に確保していること。